

◇ 利用者負担（保育料）のお知らせ ◇

1 利用者負担の決定について

このたびお送りした利用者負担の決定通知は、本年度の4月から8月までのものとなっております。利用者負担額は、ご世帯の状況及び令和4年度（令和3年中収入）市区町村民税所得割額の合算額により算出しております。通知した金額を、通知書の裏面に記載されている納期限までに指定金融機関にてお支払いください。家庭状況の変更等により金額の変更がある場合は、変更した金額を改めて通知いたします。

なお、本年度9月から3月までの利用者負担は、9月頃にお知らせする予定です。

2 利用者負担の軽減・減免について

決定された利用者負担について、ご家庭の状況によって、軽減や減免される制度があります。減免は申請後の適用となりますので、納期限経過後の利用者負担は減免の対象となりません。※減免制度は年度ごとに必要となります。当該年度で減免決定している方は再度の申請は必要ありません。

（1）主な軽減・減免の例

- ① 在園児と同一世帯に身体障害手帳1～2級、愛の手帳（療育手帳）1～3度の交付を受けた方がいる場合（精神障害者保健福祉手帳を除く）
- ② 在園児又は保護者の疾病で1か月以上休所した場合
- ③ 在園児の上に小学生以上のきょうだいがいる場合（幼稚園・認可保育園に通園していない未就学児のきょうだいがいる場合も同様）
- ④ 在園児の上に特別支援学校幼稚部や児童発達支援センター等に在園しているきょうだいがいる場合

※ 上記の③につきましては、幼稚園・認可保育園に在園しているきょうだいがいる場合は手続きの必要はありません。また、世帯年収が360万円未満相当の場合も同様に、手続きの必要はありません。

（2）軽減・減免の手続き

制度の適用につきましては、申請をする必要があります。毎年度申請が必要となりますので、年度が変わった際は、4月1日以降に必ず申請してください。

<申請期日>

各月の利用者負担の納期限までに申請してください。軽減・減免事由に適合する場合は、原則申請した月分の利用者負担から適用されます。

<申請書類>

- ・（1）①②に該当の方…「利用者負担減免申請書」（書式22）、減免事由が分かる証明書等
- ・（1）③に該当の方…「多子世帯負担軽減事業減免申請書」（書式24）
- ・（1）④に該当の方…「託児証明書」（書式8）

3 その他の利用者負担の軽減適用について

その他にも所得や世帯状況により、対象となる軽減制度があります。詳細につきましては、「令和5年度西東京市保育施設入園のご案内」又は市のホームページをご確認ください。なお、各軽減の適用を受ける場合は、事前に保護者の方からの申出が必要です。

(1) 世帯内に在宅障害者（児）がいる場合

世帯内に身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方がいる場合、利用者負担が軽減となる場合がございますので、手帳の写しをご提出ください。

(2) 生活保護受給世帯の場合

該当する場合には利用者負担が軽減されます。生活保護受給世帯の場合は生活保護受給証明書を提出してください。

4 軽減の適用と手続きについて

これらの軽減は、保護者の方より提出されている届出書類や、利用申込書等に基づき、該当の世帯には既に軽減を適用しています。市へ届け出ている内容のほかに該当する場合には、幼児教育・保育課までお申し出ください。なお、事後に届け出た場合は、軽減が適用されない場合がありますので、家庭状況に変更があった際は速やかに届け出てください。

◆ 書類の提出場所 ◆

西東京市役所田無第二庁舎2階2番窓口 子育て支援部 幼児教育・保育課

※ 郵送可（〒188-8666 東京都西東京市南町5-6-13）

口座振替にて利用者負担を納めていただいている方につきましては、上記のお手続きの時期によっては、減免・軽減前の金額が引き落とされる場合がありますので、ご了承ください。その場合は、後日ご登録いただいているお口座に還付いたします。手続きが完了しましたら、別途通知にてお知らせします。納付書で納めていただいている方も同様です。